

# 日本製紙連合会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和4年1月27日



# 1. 令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和3年10月8日～11月9日
- ・ 調査企業：日本製紙連合会（以下、「製紙連」と表記）の会員企業 31社を対象  
※うち1社は子会社分（3社）も一括して調査しているため、調査票発送は28社
- ・ 回答企業：22社（上記の子会社3社分も含め、実質25社）  
（前年度は調査票発送9社中、回答企業9社）
- ・ 回答率：78.6% [22/28]（前年度100.0%）

# 1. 令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

## 概観

- ✓ 「合理的な価格決定」について、単価決定・改定に際し、労務費、原材料価格、エネルギーコストの変動について、発注側/受注側ともに「概ね反映できた」が過半数を占め、発注側については「一部反映できた」と合わせると100%となる。
- ✓ 「手形支払い」の状況は、発注側/受注側ともに「全て現金払い」の比率が高いが、手形等での支払いがある場合、「120日以内」や「120日超」との回答もある。
- ✓ 「約束手形の利用の廃止」は、発注側では半数が「5年以内に廃止予定」と回答、残りも時期は未定だが利用廃止に向けて検討中としており、「廃止の予定はない」と回答した企業はない。
- ✓ 「働き方改革」による影響は特にない。
- ✓ 「知的財産に関する適正な取引」について、「利益分配や責任分担を契約書や発注書面に明記する等の取り組み」は「実施中」と「未実施」が拮抗しているが、「未実施」の理由としては「取引において存在しない」が最も多く、「管理の必要性を感じない」と合わせて8割を占める。

## 2. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

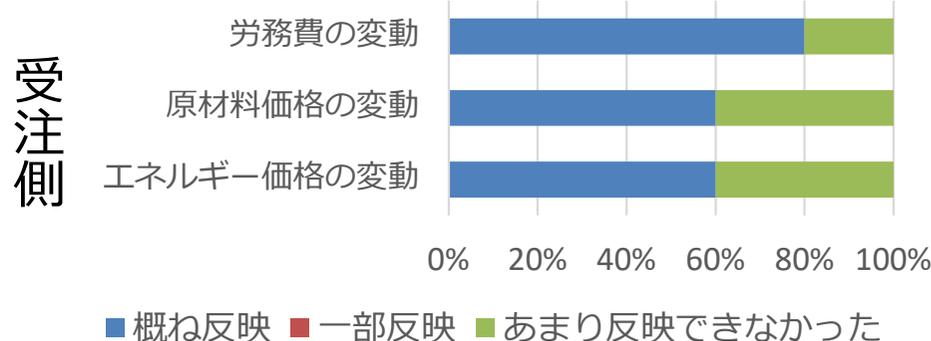
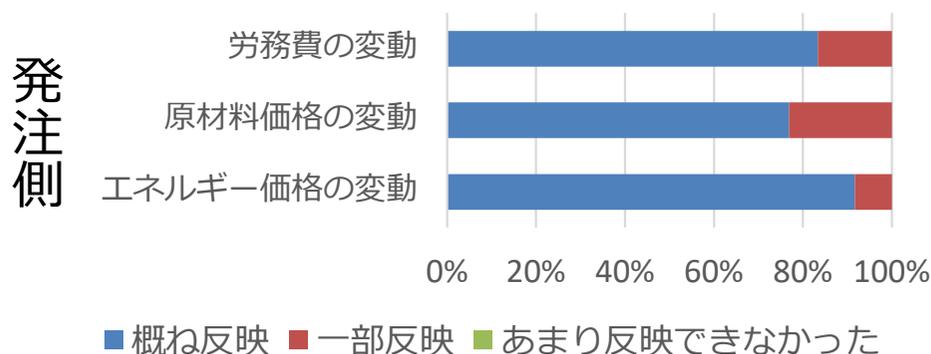
### 重点課題に対する取組①合理的な価格決定

#### 【労務費、原材料価格、エネルギー価格の反映】

- ・発注側は全ての項目について過半数が「概ね反映できた」と回答。「一部反映できた」と合わせると100%となる。前年度（調査対象9社全てが全項目に「概ね反映できた」と回答）と同様の結果。
- ・受注側についても、全ての項目について過半数が「概ね反映できた」と回答している。〔前年度は受注側の立場にある企業数が少ないため分析対象とせず〕

#### 【設問と回答】

設問17. 2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、反映できたと考える項目をお答えください



## 2. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組①合理的な価格決定

#### 【価格決定時の協議】

- ・2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施したか（設問16）については、発注側では全社、受注側でも大半が「実施済」と回答。
- ・より円滑な協議を行うためには、「双方が納得できる根拠のとり方」や「発注側／受注側企業の理解」、「発注側企業の調達担当者の知識の向上」を挙げる企業が多い。（設問19）

#### 【今後のアクション】

- ・合理的な価格決定に関し、会員企業の取組は概ね進んでいると考えられるが、引き続き重点課題として周知に努める。価格交渉促進月間の取組についても周知を図る。

# 2. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組②支払条件の改善

### 【現金・手形の支払割合】

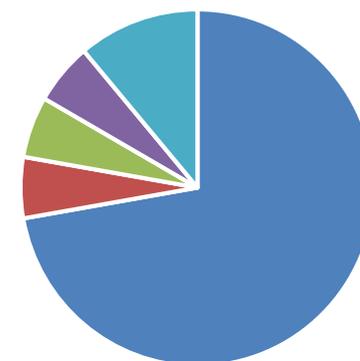
- ・発注側は回答企業18社中、13社が「全て現金払い」と回答。「全て手形払い」との回答はないが、2社は50%以上となっている。前年度は回答9社中、5社が「全て現金払い」、2社が「10%未満」、2社が「30～50%未満」となっていた。
- ・受注側は回答6社中、4社が「全て現金払い」、2社が「10～30%未満」。  
[前年度は受注側の立場にある企業数が少ないため分析対象とせず]

### 【設問と回答】

設問25. 下請代金を手形等で支払っている（支払われている）割合はどれくらいですか

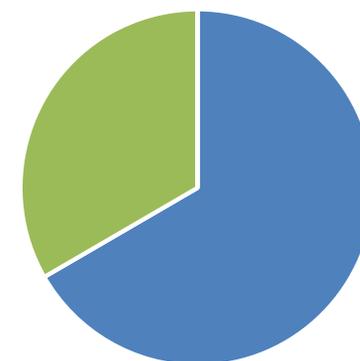
発注側

- 全て現金払い
- 10%未満
- 10～30%未満
- 30～50%未満
- 50%以上



受注側

- 全て現金払い
- 10%未満
- 10～30%未満
- 30～50%未満
- 50%以上



# 3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組②支払条件の改善

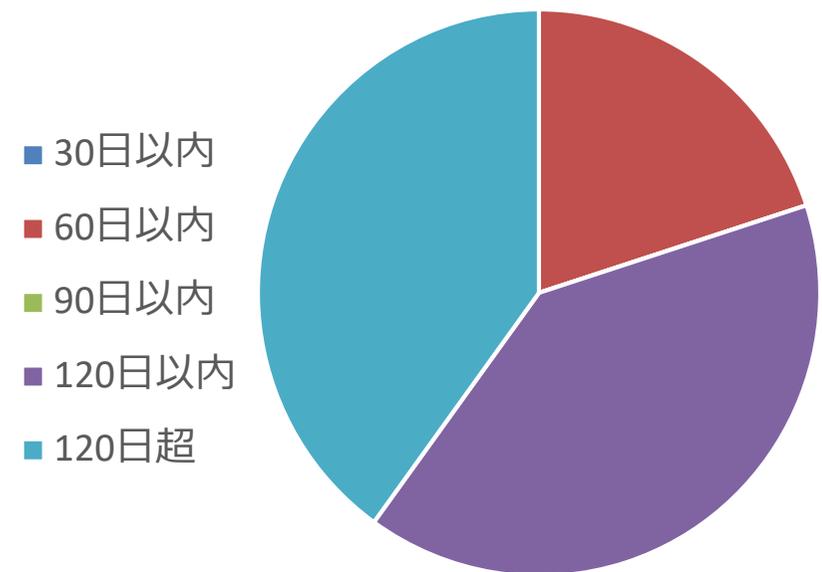
### 【設問と回答】

設問27. 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。

### 【手形サイト】

- ・発注側の立場で手形等での支払いがある5社の手形サイトは、「60日以内」が1社、「120日以内」と「120日超」が各2社となっている。前年度は全て（4社）が「120日以内」となっていた。
- ・受注側について、回答があった1社は「120日超」としている。  
[前年度は受注側の立場にある企業数が少ないため分析対象とせず]
- ・現金払い、割引料負担の勘案、手形サイトの縮小に向けた方針や計画の策定について、「未実施」は発注側、受注側とも1社のみ。（設問12）

発注側



## 2. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組②支払条件の改善

#### 【約束手形の利用廃止】

- ・発注側の立場において、約束手形の利用廃止については回答8社中、4社が5年以内の利用廃止、残り4社も時期は未定だが利用廃止に向けて検討中としている。（設問29）

#### 【課題及び今後のアクション】

- ・業界全体では現金払いの比率は高いが、手形払いの比率が高い企業もある。手形サイトについては120日超という回答もあり、サイトの短縮化が課題。
- ・サイトの短縮化（60日以内）の達成に向け、会員企業への周知徹底を図る。また、約束手形の利用の廃止は会員企業の取組がなされているところだが、5年後の利用廃止に向け、改めて周知する。

## 2. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

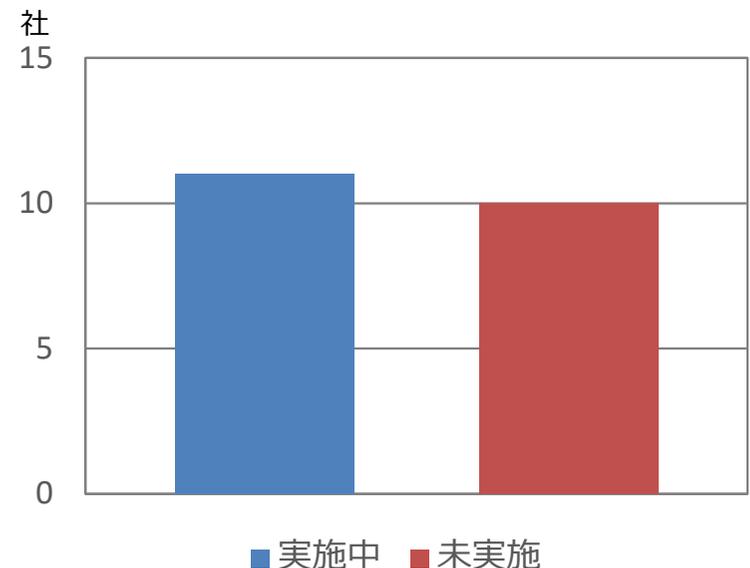
### 重点課題に対する取組③知的財産

#### 【分析結果及び今後のアクション】

- ・ 契約書等に利益分配や責任分担を明記する等の取組については、「実施中」と「未実施」で拮抗している。
- ・ 「未実施」の理由は「知的財産が取引において存在しないため」が最も多く、「知的財産は取引において存在するが、その管理の必要性を感じないため」と合わせて8割を占める。（設問40）
- ・ 製紙産業の下請取引において、知的財産の重要性は相対的に低いと考えられるが、引き続き会員企業への周知や注意喚起に努めていく。

#### 【設問と回答】

設問39. 自身の企業において、知的財産（特許権や商標権のほか、営業秘密やノウハウも含む。以下同じ。）に関する適正な取引を実現するために、契約書や発注書面に知的財産のやりとりが発生する場合の利益分配や責任分担を明記するといった取組を実施していますか



# 2. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組④働き方改革

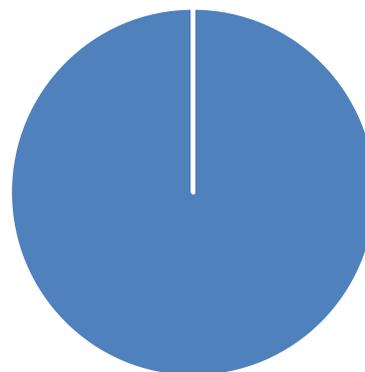
### 【分析結果及び今後のアクション】

- 働き方改革の影響については、発注側、受注側とも全社が「特に影響はない」と回答。
- 引き続き会員企業に対し、自主行動計画の規定の通り、取引先の「働き方改革」推進を阻害するような要請を行わないよう十分に配慮し、やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合は、適正なコストを負担するよう、求めていく。

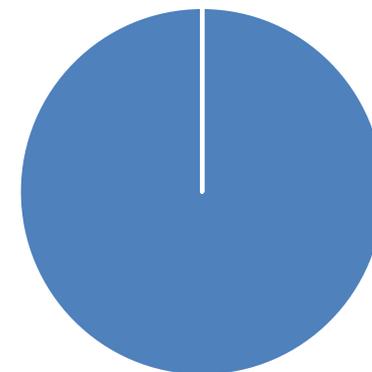
### 【設問と回答】

設問37. 貴社が、「発注側の立場」では、自社で働き方改革を行った結果、受注側企業に対しどのような影響がありますか／貴社が「受注側の立場」では、発注側企業の働き方改革の結果もしくはその結果と思われるものとして、どのような影響を受けていますか

発注側



受注側



■ 特に影響はない ■ その他

■ 特に影響はない ■ その他

### 3. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

#### 【取組状況】

- ・ 会員企業数：31社
- ・ 宣言企業数：4社
- ・ 会員企業に占める宣言企業の割合：12.9%

#### 【これまで及び今後の取組】

- ・ 令和2年6月に製紙連会員企業向けホームページ及び会員企業宛メールにて周知。更に令和4年1月の製紙連理事会での経済産業省製造産業局長の講演においても取組を促され、同理事会にて改めて周知を図ったところ。
- ・ 今後も自主行動計画のフォローアップ調査や同調査報告の機会等に会員企業への周知・協力要請を実施する。

## 4. これまでの取組

- 令和1年7月、製紙連総務部会傘下の調査委員会で自主行動計画を策定することを決定。同委員会構成企業（9社）による検討等を経て、自主行動計画案を策定。同年11月20日、製紙連の重要事項審議・決定会議である理事会にて、「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」を承認。同日、製紙連ホームページに「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」を掲載。会員企業宛メールでも「自主行動計画」について周知。
- 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」改正等を踏まえ、「自主行動計画」を改訂、令和3年9月21日の理事会にて承認。同日、製紙連ホームページに改訂版を掲載、会員企業宛メールでも周知。

## 5. その他取引適正化に向けた事項について

### 【今後の取組】

- ・ 今回のフォローアップ結果について、本年3月22日開催予定の製紙連理事会にて、他団体の動向等も合わせて報告し、下請適正取引の推進に向け、会員企業の意識向上、取組拡大を図る。
- ・ 本年度のフォローアップ調査から調査対象企業数を会員企業全社に拡大したところだが、次回以降も全社を対象に調査するとともに、回答率の向上に向け努力する。